

公 表 第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年4月24日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況
久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
57	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第6 久留米市荘島体育館</p> <p>1. 指摘 修繕費の負担について、体育施設の管理に関する基本協定書第15条では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設の修繕、改造、増築、移設は甲(市)が実施する。 ・管理施設の改修については、1件につき10万円以上のものは市が、1件につき10万円未満のものは乙(財団法人久留米市体育協会)が実施する。 <p>とあるが、以下の乙の負担による改修費用については、基本協定書の規定どおりになっていない。</p> <p>平成23年度 荘島体育館2階・3階ブラインドの取付120,000円 平成23年度 荘島体育館床金具増設工事420,000円</p> <p>また、資本的支出と修繕費の区分は、「法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額を資本的支出とし、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常維持管理のため、又は毀損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額を修繕費とする。」(法人税法の規定による)のが一般的である。</p> <p>久留米市においては上記第15条による金額基準のみが規定されている。財団法人地方自治総合研究所「指定管理者制度の現状と今後の課題」によれば、効果が長年にわたって生ずるものは投資として自治体が負担すべきであり、そうでないものはコストとして指定管理者が負担すべきである。しかし、実際には、コストと投資の区分ではなく、金額の大小で区分されているがために、自治体・指定管理者双方の責任が曖昧となり、施設の老朽化もあり指定管理者への負担という形で、そのしわ寄せが生じている。</p>	<p>基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。そのうえで、修繕等の金額のみで修繕等の実施者を決めるのではなく、その効果が継続するものであるか否かを基準に決めていくよう、今後指定管理者とも協議・調整を行っていきます。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 1. 業務の履行状況の確認用チェックシートによれば、平成22年度の第3・第4四半期の行政確認の記載がない。慎重な記載が望まれる。	速やかに追記いたしました。
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 2. 業務の履行状況の確認用チェックシートによれば、自己確認・行政確認共に同様な記載となっている。 機械的に記載しているのではないかと疑問を持つ。	指定管理者の自己確認を踏まえ、改めて再確認するようチェック体制を強化いたしました。
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 3. サービスの質に関する確認用チェックシートによれば、平成21年度第4四半期の行政確認の記載がない。上記1. と同様慎重な記載が望まれる。 また、自己確認・行政確認共に同様な記載となっている。上記2. と同様機械的に記載しているのではないかと疑問を持つ。	速やかに追記いたしました。また、指定管理者の自己確認を踏まえ、改めて再確認するようチェック体制を強化いたしました。
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 4. サービス提供の安定性に関する確認用チェックシートによれば、自主事業の平成21年度第3四半期、平成23年度第2四半期の記載がない。上記1. と同様慎重な記載が望まれる。 自主事業の平成22年度第4四半期の計画の数字が0になっている。	速やかに追記修正いたしました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 5. 利用者アンケート集計表の主な改善要望に対する平成22年度第2四半期については記載がないので、記載すべきである。	速やかに追記修正いたしました。
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 6. 利用者アンケートの回答のうち、各四半期の項目に対する不満足への回答は、平成23年度第2、第3、第4四半期の施設や設備の管理状況で4件、その他は若干の件数であった。これに対する改善措置の記載がなかった。	速やかに追記修正いたしました。
61	市民文化部	体育スポーツ課	第7 久留米市西部地区体育館 1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成22年度 西部地区体育館屋外デッキ補修 1,474,200円 平成23年度 西田地区体育館雨漏れ調査足場工事 117,600円	基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。
63	市民文化部	体育スポーツ課	第8 久留米市旭町テニスコート 1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成22年度 旭町テニスコート補修 144,900円	基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
67	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第10 久留米市西田テニスコート</p> <p>1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成23年度 西田テニスコート人工芝補修 200,000円</p>	<p>基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。</p>
69	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第11 久留米市西田体育館</p> <p>1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成22年度 西田体育館玄関前階段補修 420,000円、西田体育館塗装工事 332,850円 平成23年度 西田体育館正面パラペット塗装 182,490円</p>	<p>基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。</p>
74	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第14 久留米市立西国分小学校運動場照明設備</p> <p>1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成23年度 西国分小学校屋外照明灯ランプ取替 189,000円</p>	<p>基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
90	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第17 久留米市立草野歴史資料館</p> <p>1. 指摘</p> <p>(2) 備品の管理が徹底されていない。 指定管理者への貸与品リストはあるものの、第3期指定管理者公募(平成22年度～平成26年度)時点で現物照合して以来、チェックが行われていない。また、貸与品リストには備品番号が記載されておらず、照合が困難であるほか、備品番号シールが貼付されていない備品も存在する。現在、市により貸与品リストの備品番号記載と備品への番号シール貼付が行われているが、毎年、指定管理者が現物照合を行い、その結果を市へ報告し、市ではその報告に基づき備品台帳を更新すべきである。</p>	<p>平成25年度に貸与備品へシールを貼付するとともに、毎年、指定管理者にて現物照合を実施しその結果を報告するよう指導しています。また、報告に基づいて必要に応じ備品台帳を修正しています。</p>
90	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第17 久留米市立草野歴史資料館</p> <p>1. 指摘</p> <p>(3) 支出経費の計上に誤りがある。 平成21年度草野歴史資料館の決算に、山辺道文化館のエアコン撤去・再設置業務委託費が含まれている。当時の指定管理者の会計システム上、草野歴史資料館と山辺道文化館を同一科目から支出せざるを得ず、指定管理者実績報告書作成にあたっては手作業で振り分けを行っていたために発生したミスである。現在は草野歴史資料館単独の会計システムが整備されているが、このような過誤が発生しないようチェックを徹底すべきである。</p>	<p>平成24年度から、指定管理者より経理帳簿を提出させ、決算書とチェックを行っています。</p>
91	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第17 久留米市立草野歴史資料館</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 平成23年度業務報告書に、指定管理業務に係る事業報告書が添付されていない。 平成23年度の業務報告書に、指定管理業務にかかる事業報告書ではなく指定管理業務を含む(財)久留米観光コンベンション国際交流協会全体の事業報告書が添付されていた。本報告書は業務仕様書13(3)に指定する重要な書類であるため、平成22年度までと同様の指定管理業務について整理した報告書を添付すべきである。</p>	<p>平成24年度から、指定管理業務について整理した報告書を受理しています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
97	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第18 山辺道文化館</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 平成23年度業務報告書に、指定管理業務に係る事業報告書が添付されていない。</p> <p>平成23年度の業務報告書に、指定管理業務にかかる事業報告書ではなく指定管理業務を含む(財)久留米観光コンベンション国際交流協会全体の事業報告書が添付されていた。本報告書は業務仕様書13(3)に指定する重要な書類であるため、平成22年度までと同様の指定管理業務について整理した報告書を添付すべきである。</p>	<p>平成24年度から、指定管理業務について整理した報告書を受理しています。</p>
108	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第19 久留米市田主丸ふるさと会館</p> <p>1. 指摘</p> <p>(1) JR九州との土地賃貸契約書について</p> <p>ふるさと会館施設の底地はJR九州からの無償借地であるが契約書が存在しない。平成17年久留米市と旧田主丸町の合併により借地人の地位が旧田主丸町から久留米市に引継がれた。早急にJR九州と久留米市との無償賃貸借契約を行う必要がある。</p>	<p>平成25年4月1日付で、無償部分も含めた土地賃貸借契約を締結しました。</p>
108	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第19 久留米市田主丸ふるさと会館</p> <p>1. 指摘</p> <p>(2) 危機管理マニュアル、消防計画について</p> <p>当該施設は市民文化の拠点として、地域団体との協力体制をつくり、田主丸地域における町づくりの推進、ぶどう狩り等の観光案内所機能を有するものである。従って利用者は、地域住民のみならず観光客等初めての利用者も多く、緊急時の対応は重要である。このため、指定管理を受託した事業者は、消防計画に防火訓練について定めているが、その実施記録はない。常勤職員も2名と少なく所管部門の適切な指導を行うべきである。</p>	<p>消防計画に基づいて訓練を行うよう指定管理者へ指導し、平成24年12月以降、年3回の消防訓練を実施しています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
108	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第19 久留米市田主丸ふるさと会館</p> <p>2. 意見</p> <p>(2) 利用状況の測定方法について 特産展示場、河童資料館の見学者や利用者数については、当該施設は自由に入出できるため把握されていない。 当該施設が、市民にどの程度利用されているかを正確に把握する意味においても、将来的に当該施設の見学者数の把握方法を検討することが望ましい。</p>	<p>正確な数値の把握は困難ですが、来場記帳ノートを設置し、利用者数の把握に努めています。</p>
108	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第19 久留米市田主丸ふるさと会館</p> <p>2. 意見</p> <p>(3) 市のモニタリングについて 指定管理者モニタリングレポートでは、サービスの質の状況において回収が難しいの理由で利用者に対しアンケートによる満足度調査は行われていなかった。利用者からの苦情がないとの理由のみでサービスレベルの達成状況(実績)判定5段階(S.A.B.C.D)でB判定は理解しがたい。</p>	<p>平成24年8月から利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ24年度からモニタリングレポートの評価を行っています。</p>
113	総務部	財産管理課	<p>第20 久留米市民交流センター</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 市民交流センターは職員3名体制で運営されており、歳出の77%くらいが人件費である。市民交流センターの施設のうち、くるみホールを除く会議室は18時以降の貸出であるが、受付業務のために午前中から複数の職員が勤務している。 10,000千円の指定管理料はほとんど人件費で占められている。このことは、業務の性質上妥当であるかもしれないが、3人体制で業務を行うことが適切であるかは疑問がある。また見合いの収入が1,200千円しかないため、採算性の面でも疑問が残る。担当部門としても検討はしているようだが、指定管理料の縮減のためには出来るだけ早く見直しを行い、効率の良い運営を図るべきである。</p>	<p>窓口の状況を踏まえ、職員の配置について検討した結果、平成25年度よりフルタイム職員2名と短時間パート職員1名の体制に改めました。 この結果、10,000千円の指定管理料を8,500千円に圧縮しています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
120	子ども未来部	児童保育課	<p>第21 久留米市保育所</p> <p>1. 指摘 川会保育所に関して業務仕様書の17事業報告で提出が要求されている月報の内(1)入退所報告(2)職員名簿が無い月が散見される。市では別途データを入手して確認しているとのことであるが、入退所報告、職員名簿とも重要書類であり正式の報告書として月報に綴じ込んでおく必要がある。</p>	<p>速やかに該当保育所に依頼し(1)入退所報告(2)職員名簿を月報に綴じ込みました。データ管理のみではなく書類での管理も徹底いたします。</p>
137	健康福祉部	長寿支援課	<p>第23 久留米市田主丸老人福祉センター</p> <p>1. 指摘 (1) 備品管理について 久留米市からの貸与品リストに記載があるものの、存在しない備品がある。平成21年10月管理運営業務仕様書作成時、久留米市と久留米市田主丸地域社会福祉協議会の双方に確認懈怠がある。早急に訂正されたい。</p>	<p>平成24年度に指摘のあった備品については、備品貸与リストから削除しました。</p>
137	健康福祉部	長寿支援課	<p>第23 久留米市田主丸老人福祉センター</p> <p>2. 意見 (2) 金銭出納簿の有無 現金管理について(手続2-(4)-②) 現在預金通帳、印鑑ともにセンター所長が管理している。区分管理が望ましい。</p>	<p>平成25年度に指導を行い、代表者印と通帳を区分して管理しております。</p>
147	健康福祉部	長寿支援課	<p>第24 久留米市高齢者と子どもの交流施設</p> <p>1. 指摘 (1) 危機管理マニュアル、消防計画について 当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等のための場の提供と高齢者と子どもの世代間交流を大きな目的としていることから利用者は高齢者と子どもが大多数を占める。 久留米市高齢者と子どもの交流施設管理運営業務仕様書12-(5)緊急時の対応に日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施記録はない。当該施設は単独施設であり、担当者も高齢者のため、適切な指導を求める。</p>	<p>平成25年度に消防訓練の実施について、指定管理者へ指導を行い、実施しました。消防署への届出内容(危機管理マニュアル、消防計画等)を再確認し、必要に応じ指導を行ってまいります。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
147	健康福祉部	長寿支援課	第24 久留米市高齢者と子どもの交流施設 2. 意見 (2) 金銭出納簿の有無 現金管理について 現在預金通帳、印鑑ともに運営委員長が管理している。区分管理が望ましい。	平成25年度に指導を行い、代表者印と通帳を区分して管理しております。
147	健康福祉部	長寿支援課	第24 久留米市高齢者と子どもの交流施設 2. 意見 (3) 市のモニタリングについて 指定管理者モニタリングレポート 今後の改善項目等の中に 高齢者と子どもが触れ合う機会や、高齢者が持つ経験や知識 を子どもに伝える場を提供することによって、更なる高齢者と 子どもの世代間交流などの事業展開を推進する必要がある。 とあるが平成23年度高齢者と子どもの交流事業はもちつき大 会1回のみである。今後の事業内容の再考が必要である。	指定管理者と協議し、平成25年度からラジオ体操やしめなわ 作り等の高齢者と子どもがふれあう事業について、当該交流 施設を使用し実施しております。
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 1. 指摘 (2) 危機管理マニュアル、消防計画について(手続2-(4)- ④) 当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション 等のための場の提供を大きな目的としていることから利用者は 高齢者に限られる。 久留米市老人いこいの家管理運営業務仕様書11-5緊急 時の対応に、日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全 確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施 記録はない。当該施設は管理担当者も高齢者が多い、適切な 指導を求める。	平成25年度に消防訓練の実施について、指定管理者へ指導 を行い、実施しました。消防署への届出内容(危機管理マニ ュアル、消防計画等)を再確認し、必要に応じ指導を行ってまい ります。
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 1. 指摘 (3) 久留米市のモニタリングについて(手続き3) モニタリングレポート作成にあたり22施設より四半期ベース でモニタリング確認用チェックシートの提出を求めているが未 提出の施設がある。久留米市の指導の徹底を求める。	平成25年度に指定管理者に対し指導を行うとともに、モニタ リング確認用チェックシートの提出を徹底しております。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 2. 意見 (2) 金銭出納簿の有無、現金管理について 預金通帳、印鑑ともに管理者が同一の施設が複数ある。区分管理が望ましい。	平成25年度に指導を行い、代表者印と通帳を区分して管理しております。
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 2. 意見 会計監査について 収支決算書・利用実績報告書の監査を受けていない施設が見受けられた。会計の健全性透明性を担保する上でも監査を受けるのが望ましい。	平成26年1月に指定管理施設の施設管理責任者に対し、会計監査の実施状況を確認し、会計の内部監査を受けていない施設管理責任者に対し指導を行っております。
170	健康福祉部	長寿支援課	第26 久留米市北野老人いこいの家 1. 指摘 (1) 備品管理について 久留米市より貸与の掃除機が1台不明である。市の監査も行なわれておらず、指定管理者からの報告もなされていない。また、エアコンに備品シールが貼付されていない。備品シールの貼付は、久留米市物品取り扱い規則第21条に定められている。規則に則り、適正な管理をすべきである。	故障に伴い、指定管理者により代替掃除機を購入しているため、北野総合支所市民福祉課において、貸与備品を再確認し、廃棄されていた備品(掃除機)については、廃棄処分の手続きを行いました。 備品購入後、備品シール貼り付けを適切に行うよう、課内の事務管理を徹底しております。 また、空調設備などの付帯施設の取扱いについては、市のルールに準じ取扱いを行うこととしております。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
170	健康福祉部	長寿支援課	<p>第26 久留米市北野老人いこいの家</p> <p>1. 指摘</p> <p>(2) 危機管理マニュアル、消防計画について 当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等のための場の提供を大きな目的としていることから利用者は高齢者に限られる。 久留米市北野老人いこいの家管理運営方針1-4-(7)緊急時の対応に日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施記録はない。当該施設は単独施設であり、担当者も高齢者のため、所管部門の適切な指導を行うべきである。</p>	<p>平成24年度に消防訓練の実施について、指定管理者へ指導を行い、防災(防火)避難訓練を実施しました。消防署への届出内容(危機管理マニュアル、消防計画等)を再確認し、必要に応じ指導を行ってまいります。</p>
217	協働推進部	協働推進課	<p>第36 久留米市市民活動サポートセンター</p> <p>1. 指摘</p> <p>(1) 第2回目の選定委員会が2名の外部選定委員が欠席したなかで行われている。 平成20年9月29日(月)開催の久留米市市民活動サポートセンター指定管理者候補者選定委員会第2回議事録によれば、5名の選定委員の内2名の外部選定委員が欠席しており、3名の内部選定委員の出席をもって開催されている。議事の内容は、(1)現地説明会報告、指定管理者募集に関する質問及び回答、資格確認報告 (2)指定管理者候補者応募に関する書類・面接審査について(スケジュール、審査表、書類予備審査方法、審査基準、審査最低基準、審査基準配点表・質問内容記載表、管理に係る収支計算書) (3)今後のスケジュール である。実際の審査は第3回目に行われるが、その選定方法についての説明が議題の中心となっている。外部選定委員は、審査が公平に行われるために選任されており欠席する影響は大きい。選定委員会としては、外部選定委員の出席を優先的に考慮して開催の日程を決定すべきである。後日、2名の欠席委員に内容の説明はあったものと思われるが、本会議の出席を優先すべきであった。</p>	<p>第3期(平成26~30年度)の指定管理者を選定するにあたって平成25年度に設置した選定委員会では、全3回の会議全てで全委員が出席いただける日程を調整し、議論いただいています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
217	協働推進部	協働推進課	<p>第36 久留米市市民活動サポートセンター</p> <p>1. 指摘</p> <p>(2) 選定委員会の構成において、内部選定委員が過半数を占めている。</p> <p>本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。久留米市市民活動サポートセンター指定管理者候補者選定委員の構成は委員5名中3名が市の関係者となっている。過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。</p>	<p>平成25年度に設置した選定委員会では、選定委員の構成を見直し、外部委員3名、内部委員3名の計6名構成とし、内部委員が過半数を占めないよう調整を図っています。</p>
217	協働推進部	協働推進課	<p>第36 久留米市市民活動サポートセンター</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 収支報告書の様式について市と指定管理者において協議する必要がある。</p> <p>平成23年度の収支報告書の様式について、指定管理者は県に提出する非営利活動法人の決算書の様式(損益計算書、事業費及び一般管理費内訳書)で市に報告している。収支報告書の実績報告は年度の事業計画の収支報告書と比較できる様式で報告することが望ましい。総勘定元帳と照合の結果、内容的には正しく作成されていることを確認したが、会計単位の名称が「久留米市民活動支援機構」となっており誤解を生じやすいので市の他の部所を参考にするなど様式について指定管理者と打ち合わせをする必要がある。</p>	<p>収支報告については、各事業に応じた収支が不明瞭な収支報告書となっていたことから、収支計画と収支報告との確認作業がスムーズに行えるよう、事業ごとの決算内容を提出させるようにしています。</p>